

学校教育法等を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成19年3月27日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第14号

学校教育法等を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則
(防火管理者の設置に関する規則の一部改正)

第1条 防火管理者の設置に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第5号を次のように改める。

(5) 総合支援学校(京都市立特別支援学校条例により設置する特別支援学校をいう。以下同じ。)

第2条第2項中「または」を「又は」に改める。

第3条第1項各号列記以外の部分中「命ぜられる」を「命じられる」に改め、「の各号」を削り、同項第1号中「養護学校にあつては」を「総合支援学校にあつては」に改め、同項第2号中「あつては」を「あつては」に改め、同条第2項中「命ぜられた」を「命じられた」に改める。

(京都市青少年科学センターの組織及び運営に関する規則の一部改正)

第2条 京都市青少年科学センターの組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第3号中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、「これらの」を「当該」に改める。

(京都市野外教育センター奥志摩みさきの家の組織及び運営に関する規則の一部改正)

第3条 京都市野外教育センター奥志摩みさきの家の組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注2中「下さい」を「ください」に改め、同様式注3中「盲学校、ろう学校及び養護学校（以下、「盲学校等」という。）」を「特別支援学校」に改め、同様式注4及び5中「盲学校等」を「特別支援学校」に改める。

第2号様式注2中「盲学校、ろう学校及び養護学校（以下、「盲学校等」という。）」を「特別支援学校」に改め、同様式注3及び4中「盲学校等」を「特別支援学校」に改める。

（京都市日野野外活動施設条例施行規則の一部改正）

第4条 京都市日野野外活動施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記様式注2中「盲学校、ろう学校及び養護学校（以下、「盲学校等」という。）」を「特別支援学校」に、「並びに」を「及び」に改め、同様式注3及び4中「盲学校等」を「特別支援学校」に改める。

（京都市野外活動施設花背山の家の組織及び運営に関する規則の一部改正）

第5条 京都市野外活動施設花背山の家の組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

別記様式注以外の部分中「養護学校」を「特別支援学校」に改め、同様式注3中「盲学校、ろう学校及び養護学校（以下、盲学校等という。）」を「特別支援学校」に、「並びに」を「及び」に改め、同様式注4中「及び盲学校等」を「特別支援学校」に、「並びに」を「及び」に改め、同様式5中「盲学校等」を「特別支援学校」に、「及び高等学校」を「高等学校」に、「並びに」を「及び」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（教育委員会事務局指導部総合育成支援課）